

## 英独年金改革と生保業界の対応

### —私的年金強化で老齢所得の充実を目指す両国の動きと生保事業の役割—

保険研究部門 主任 研究員 小松原 章

保険研究部門 副主任研究員 中嶋 邦夫

#### <要旨>

1. 英国のように公的年金に最低保障水準を期待する国（ベバレッジ型）とドイツのように退職前所得の一定割合を期待する国（ビスマルク型）とではその考え方に相違が見られるものの、両国ともに将来的には前例のない高齢化社会を迎えるという共通した境遇にある中、改めて公的年金をも含めた老齢所得の確保に対して国家的レベルでの強い関心が寄せられている。こうした状況の下で、両国ともに従前の公的年金の補完を行うために私的年金の強化とこれに対する税制支援等積極的な施策が展開されるとともに、これを担う生保業界等の意欲的な姿勢がうかがわれる。
2. まず、英国について見ると、もともと職域年金（企業年金）など私的年金が発展してきたこともあり、老齢所得における私的年金への期待は大きいものがあった。だが、一方で、既存制度の恩恵を受けることができなかつた低所得層が依然として多数存在することから、とりわけ90年代末以降これらの者を中心とした老齢所得促進策が積極的に打ち出されてきた。具体的にはステークホルダー年金の導入やこれに対する税制優遇策等であるが、これでもなお老齢所得の積立不足が顕著なため、いっそうの促進策導入の必要性が高まってきた。その具体化のひとつが2006年4月実施の年金税制優遇措置のいっそうの強化（事実上青天井の所得控除）であり、もう一方が同年5月に公表の政府白書で提案された「個人勘定」導入構想である。後者はいわゆる個人貯蓄勘定で、既存制度の恩恵に浴さない低所得層（約1,000万人強）向けの既存の公的年金制度の上乗せとしての強制加入貯蓄で、企業によるマッチング拠出が想定されている。2012年に制度発足予定であり、政府、生保業界を中心とした関連業界等などによる具体的な論議が今後展開される予定である。
3. 一方、ドイツについて見ると、もともと老齢所得における公的年金への依存度が高いこともあり、私的年金への注目は90年代以降に増加することとなった。英国以上に高齢化の進行が深刻であることから、とりわけ今世紀に入ってから老齢所得における公私の役割論議が一段と高まり、これを受けて対策が講じられることになった。具体的には、公的年金水準の引下げ（所得代替率を現在の70%程度から最終的に67%程度に引下げる）と、これを補完するための私的年金の強化である。私的年金強化の第一は2002年実施のリースター年金の導入である。これは保険料に対して政府の助成金が支給されるものであり、税制優遇策（所得控除）と比して有利な効果を楽しむことができる。また、2005年より段階的に保険料につき拠出時非課税・積立期間非課税・給付時課税（EET）への移

行が実施された。さらに、2005年より主として自営業者向けの個人年金であるリユール  
ップ年金が導入されるなど、私的年金強化に意欲的な姿勢が見られる。

4. 英独の動きを総合して見られる特徴は、①高齢化の進展に対応して私的年金の役割を高  
めること、②これを促進するために税制優遇策を強化すること、③税制優遇策の恩恵に  
与れない低所得層に対しては政府の助成（補助金支給）や政府の関与（強制加入等）に  
よって老後に向けた貯蓄行動を支えることなどであり、同様の事情に置かれた他の先進  
諸国において老齢所得における公私の役割を考える際の参考事例になりうるものと考え  
られる。

## <目次>

1. はじめに	34
2. 英国の年金制度改革の動向と生保業界の対応	35
2.1 年金制度の概要・特徴	35
(1) 年金制度の概要	35
(2) 適用除外制度	36
(3) 個人年金制度	37
(4) 税制支援	38
2.2 年金委員会、政府の制度改正提案	39
(1) ターナー委員会の提案	39
(2) 政府白書の提案	40
2.3 英国生保業界の対応	41
(1) 民活重視の運営を提案する生保業界案	41
(2) 政府白書を受けての具体的提案	42
2.4 政府提案に対する公衆の意識動向	45
(1) 政府公表の個人勘定への意識調査	45
(2) ABI公表の個人勘定導入に対する意識調査	46
3. ドイツ年金制度改革と私的年金の役割強化	47
3.1 年金制度の概要と最近の制度改革	47
(1) 年金制度の概要	47
(2) 近年の年金制度改革	48
3.2 私的年金強化の老齢所得と生保業界の役割	50
(1) リースター年金の導入	50
(2) リユールップ年金の導入	52
(3) リースター年金、リユールップ年金販売状況	53
4. おわりに	54

## 1. はじめに

安定した老齢所得を確保するために公私を含めた年金制度をどのように構築・運営していくかについて先進各国の関心は年々強くなっている。まず、英国について見ると、同国でも高齢化が不可避であり、現在4人の現役が1人の退職者を支えているところ、50年後には2人の現役が1人の退職者を支えるという事態が見込まれることから、政府等関係者による老齢所得のあり方を巡る論議が近年活発化している。

もともと英国では、公的年金に先駆けて職域年金（企業年金）制度など私的年金制度が発展してきたこともあり、老齢所得の確保に関して私的年金制度を積極的に活用しようとする姿勢が強く、税制面を含めた各種奨励施策が実施されてきた。

これら官民の努力により年金制度の発展が見られたものの、一方において、今後の高齢化社会という前提の中で、多くの国民が必要な老齢所得に照らして深刻な積立不足状態に陥っているとの各種指摘がなされている。例えば、年金委員会（政府諮問機関で後述のターナー委員会）によると、所要の老齢所得を確保できない国民は960万人から1,200万人に及ぶとも指摘されている。

こうした事態の打開を目指した政府は老齢所得確保のための安定的・持続可能な年金制度を新たに構築するため、ここ数年活発な動きを見せ、各種レポートで具体的提案を行っている。これらの動きに対して、長期貯蓄の中心的担い手である生保業界は制度の円滑な運営を期して積極的な対応姿勢を示している。

一方ドイツにおいても高齢化に伴う年金制度を巡る環境は厳しいものがあり、高齢化の進展が英国以上に深刻なことも手伝い、自助努力を含めた年金制度改革を巡る政府等関係者の動きは近年顕著なものが見られる。

ドイツというとビスマルクによって創設された1883年の疾病保険法、1884年の災害保険法、1889年の老齢・廃疾保険法のいわゆる社会保険3部作を基礎として社会保障が発展してきたことは良く知られているところである。世界最初に社会保険制度が発足したドイツでは、現在、年金保険（公的年金）、医療保険、労働災害保険、失業保険、介護保険の5つの社会保険制度等により社会保障制度が構成されており、世界有数の社会保障先進国として定着している。

このうち、老齢所得を確保するための手段として公的年金は他の企業年金や個人年金に比し極めて重要な地位を占めているが、ドイツでも高齢化の進展が深刻（2000年時点の65歳以上比率16.3%が2030年には26.4%、同じく日本は17.3%から29.6%へと上昇見込み）であり、ここ数年少子高齢化に対応した年金制度の持続的運営の確保という観点からの制度改革が活発化している。

改革の流れは大雑把に見ると、老齢所得の中心をなす公的年金の役割を若干低くし、これを補足するために私的年金を拡充するというもので、税制面の措置をも含めた積極的な施策が採用されてきている。公的年金中心から私的年金を含めた老齢所得財源の多様化を目指す姿勢は新しい動きとして注目に値するものであり、先進各国の共通課題である老齢所得における官と民の役割を考えるうえでの参考になるものと考えられる。

そこで、以下では高齢化という同様の課題を有する英国、ドイツについて、それらの年金制度の概要、特徴、改革動向と私的年金の役割を含めた生保業界の対応について紹介する。

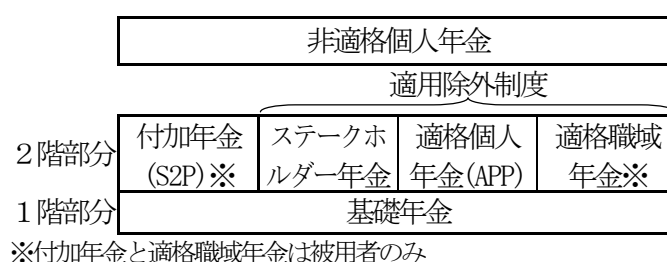
## 2. 英国年金制度の動向と生保業界の対応

### 2.1 年金制度の概要・特徴

#### (1) 年金制度の概要

英国の年金は、図表－1 のとおり公的年金（基礎部分＋報酬比例部分）、企業年金、個人年金で構成されている<sup>(1)</sup>。

図表－1 英国年金制度のイメージ



公的年金は1946年制定の国民保険法により、失業・年金・疾病給付に関する保険が統合されることにより発足した。以降、種々の改正を受けて現在は、全国民共通の定額給付である「基礎年金」と「付加年金」である被用者向け報酬比例の「国家第二年金」(State Second Pension Scheme, S2P) からなる2階建て構成である。国家第二年金は従前の国家所得比例年金(State Earnings-related Pension Scheme, SERPS) から2002年4月以降置き換えられたもので、国家所得比例年金に比して低所得者の給付額を高めた内容となっている<sup>(2)</sup>。公的年金の所得代替率は相対的に低い(2005年OECD調査、ネット所得比47.6%、なおドイツは71.8%)とされる中、後述のとおり、現在自助努力を強化するための「個人勘定」導入を含めた年金制度改革案が政府より提案されている。財政は賦課方式で運営されており、保険料は被用者、事業主が負担することとされている。

企業年金は民間の被用者のみでなく、公務員等特定の職域も対象に任意に設立され、「職域年金」と呼ばれている。職域年金の大半は内国歳入庁認可の税制適格年金として設立されている。給付方式は、給付建制度が多いが、一方では、趨勢的に拠出建制度が定着しつつある。

英国では個人年金も有力な貯蓄手段となっており、適格個人年金(下記の適用除外制度の受け皿商品)、低中所得者向けのステークホルダー年金、一般の個人年金から構成されている。

(1) 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』企業年金連合会、2005年、346-355ページ。

(2) 厚生労働省『世界の厚生労働2006』厚生労働省、219ページ。

## (2) 適用除外制度

適用除外制度は、英国年金制度上の最もユニークな特徴のひとつで、一定の要件を満たす企業年金または個人年金の加入者に対して、公的年金の付加年金（国家第二年金部分、S2P）の適用を除外（脱退）することを認め、その企業年金または個人年金に付加年金相当部分の給付を代替させる制度である。当初この適用除外制度は確定給付型企业年金に認められていたが、その後サッチャー政権時に個人年金、拠出建制度へと拡大された。適用除外が認められると、公的年金の保険料は付加年金部分に見合う分（「リベート」という）だけ免除される。

しかし、実際に個人が適用除外を選ぶかどうかの決定的な決め手はない。リベートの水準はガバメント・アクチュアリーが設定した諸仮定（各基礎率）に基づき算出されるが、これらを上回る投資実績を確保しないと放棄した付加年金の水準を確保するのは困難であるとされている。したがって、適用除外の主要メリットのひとつは、免除されたリベートに対する投資裁量権であり、高いリスク許容度、明確な投資戦略、長期の投資期間を有するものにとっては概して都合の良い制度であると見られる。例えば、老齢所得を公的年金のみに依存するような者にとっては、他に所得が見込めないことから、適用除外を受けることはリスクが大であり、公的年金にとどまっていた方が安全である可能性が高い。また、既に手厚い私的年金へ加入している者にとっては、リベート分の投資実績が芳しくなくとも、もともと将来の老齢所得に占める適用除外分の収入ウェイトが低いと予想され、ハイリスクファンドへの長期投資が可能である。

ABI（英国保険業協会）の適用除外検討に関する資料によると、免除されたリベートを自己で運用し、国家第二年金相当の年金を確保するための必要利回り例示が図表－2のように示されている<sup>(3)</sup>。必要利回りは各種要因に関する仮定、例えば、年齢、性別、年金引出時の年金購入レート（将来の死亡率、金利動向に影響される）等に関する仮定に基づき試算されている。

図表－2 国家第二年金確保のための年必要利回り（賃金上昇率超過分相当利率・％）

年齢	20	30	40	50	55	60	61歳以上
必要利回り (男性)	1.9	1.9	1.9	1.2	1.5	7.0	10超
必要利回り (女性)	2.0	2.0	2.0	2.0	9.0	N/A	N/A

上表の必要利回りは平均賃金上昇率に対する超過利率であるため、必要利回り2％の場合で賃金上昇率が5％であるとするならば、適用除外を受けた者が国家第二年金相当額の年金を確保するためには、年平均7％で運用することが必要となる。これら試算の前提となる諸仮定はガバメント・アクチュアリーがリベート設定（期間2002—2007年）に際して行ったものが反映されており、以下のような仮定が含まれている。

<sup>(3)</sup> ABI, *Contracting-Out of the State Second Pension*, 2005.

- ・退職年齢は男性 65 歳、女性が 60 歳から 65 歳の間（2010 年から 2020 年の間の過渡期間を考慮）とする。
- ・年齢は 2005 年 4 月 1 日時点の到達年齢である。
- ・退職時購入年金は連生年金で生残配偶者に対して 50%支給されるものとする。
- ・積立金に対する年間手数料は 1 %とする。
- ・年金購入に際し積立金に対して 2 %の手数料が課せられるものとする。
- ・65 歳時点の平均余命は 2005 年から 2035 年までの間に、男性が 19.0 年から 20.2 年へ、女性が 22.1 年から 23.2 年にそれぞれ延びるものとする。
- ・優良債券実質利回り（インデックス・リンク）は 2002 年時点で 2 %とし、以後毎年 0.1%ずつ上昇し、2017 年に 3.5%となり、以降一定とする。

1986 年に当時のサッチャー政権下で個人年金、拠出建制度による適用除外が認められてから、政府の期待通りに付加年金残留者が減少してきており、2001 年時点で付加年金適用対象者のうち 6 割程度が適用除外者であるとされている。

適用除外を受けると、企業年金の場合、事業主や被用者は国民保険料からリベート分を控除した額を国民保険制度に払い込み、リベート分は企業年金に払い込むこととなる。個人年金の場合は、リベートも一旦国民保険制度に全額払い込み、毎年の会計年度末に国民保険制度からリベート分が戻される。

リベートの水準は給付建企業年金の場合は所得の 5.1%で、拠出建企業年金、個人年金の場合は、高齢者の適用除外の促進、逆選択排除の観点から図表－3 のとおり年齢別に定められている。

図表－3 リベート水準（2006－2007 年・%）

	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳
拠出建企業年金	2.8	3.4	4.2	5.9	9.9
個人年金	4.4	4.8	5.3	6.8	10.3

（出典）NTC Publications, Pensions Pocket Book 2006 より抜粋。

### (3) 個人年金制度

個人年金のうち上記の適用除外の対象となるものを適格個人年金（Appropriate Personal Pension, APP）という。また、同様に適用除外対象となるものに、2001 年に新設された低中所得者向けのステークホルダー年金がある。これらについては、拠出時の掛金に対する所得控除、積立期間中の収益非課税などの税制メリットが付与されている。

ステークホルダー年金は、2001 年 4 月に主として低中所得者向けの長期貯蓄奨励商品として、低コストを売り物に発売されたものである。低い管理手数料（導入当初ファンドの 1 %を上限）

で低額な保険料（月 4,000 円程度）のシンプルな商品として導入されたものの、販売インセンティブがうまく機能しないなどの理由により当初の期待ほど普及していない。

ABI の資料によると、2004 年末時点のステークホルダー年金の保有契約件数は 234 万件であるのに対して、その他の個人年金は 1,714 万件となっている。

#### (4) 税制支援

老齢所得の安定的確保のため、年金制度では掛金等に対して税制優遇策が導入されている（一方で国民保険料の被用者負担にかかわる所得控除はない）。個人年金についてみると、所得控除と同様の効果を有する源泉優遇方式という税制優遇措置が採用されている<sup>(4)</sup>。これは、加入者が事前に標準税率で控除後の掛金を支払い、事後的に税務当局から標準税率分が戻され、掛金に充当される仕組みである。

これらの優遇措置については、図表－4 のとおり、2005 年度までは個人年金への年間拠出上限額が 3,600 ポンド（約 72 万円）または年齢別所得の一定割合相当額のいずれか大なる額とされてきた。

図表－4 2005 年度までの税制優遇措置

各年の 4 月 6 日時点の年齢	所得に対する割合	最高拠出額
35 歳以下	17.5%	17,850 ポンド（約 353 万円）
36－45 歳	20.0%	20,400 ポンド（約 404 万円）
46－50 歳	25.0%	25,500 ポンド（約 505 万円）
51－55 歳	30.0%	30,600 ポンド（約 606 万円）
56－60 歳	35.0%	35,700 ポンド（約 707 万円）
61 歳以上	40.0%	40,800 ポンド（約 808 万円）

（出典）高橋 正国「イギリスの私的年金税制」『ニッセイ基礎研 REPORT』、2005 年 2 月より転載。

しかしながら、2006 年度からは、税制簡素化・優遇措置強化の観点から図表－5 のとおり大幅な拡大策が導入された。

<sup>(4)</sup> 高橋 正国「イギリスの私的年金税制」『ニッセイ基礎研 REPORT』2005 年 2 月、4 ページ。

図表－５ 2006年度新税制下での税制優遇策

	生涯年金貯蓄上限額	年間上限額
2006－07年	150万ポンド（約2億9,700万円）	21.5万ポンド（約4,257万円）
2007－08年	160万ポンド（約3億1,680万円）	22.5万ポンド（約4,455万円）
2008－09年	165万ポンド（約3億2,670万円）	23.5万ポンド（約4,653万円）
2009－10年	175万ポンド（約3億4,650万円）	24.5万ポンド（約4,851万円）
2010－11年	180万ポンド（約3億5,640万円）	25.5万ポンド（約5,049万円）

（出典）高橋 正国、前掲論文より転載。

すなわち、既存の複数の税制を企業年金・個人年金を含めた新たな一本の制度に置き換えるものである。具体的には、企業年金への事業主負担分を含めた税制優遇適用の生涯退職貯蓄上限額（lifetime allowance）を2006年度150万ポンド（約3億円）とする。税制優遇適用の単年度上限額を2006年度21.5万ポンド（約4,300万円）とする。この前提のもとで、個人による税制優遇適用となる年金への拠出限度額は年間3,600ポンド（約72万円）または所得の100%のいずれか大なる額とされる。

このように、税制面での老齢所得増進策は大きく拡充されることとなった。

## 2.2 年金委員会、政府の制度改革提案

英国では上記のとおり老齢所得の確保に関して民間部門の積極活用とこれを裏付ける税制優遇策の導入によりその強化が図られてきた。しかし、その一方で、年金受給者間の格差問題や長寿化による世代間扶養の困難化など構造的ともいえる新たな問題が発生するに至った。

そこで、政府は2000年代に入り新たな年金制度改革を目指すべく積極的な動きに転じるようになった。その代表的な動きが雇用年金省（DWP）の諮問機関である年金委員会（Adair Turner氏を長とする委員会、以下ターナー委員会）の設置（2002年12月）である。ターナー委員会は精力的な議論を重ねた結果、第一次報告書（2004年10月）、第二次報告書（2005年11月）<sup>(5)</sup>を経て2006年4月に最終報告書<sup>(6)</sup>を公表するに至った。

### (1) ターナー委員会の提案

改革案作成に当たってのターナー委員会の主要な問題意識は概ね以下のとおりである。

- ・年金受給者間での貧富の格差が生じている。具体的には「公務員や手厚い給付建制度に支えられている私的年金加入者」と「女性等子育てや介護のため加入期間が短い者」との間の格差が生じている。

<sup>(5)</sup> Pension Commission, A New Pension Settlement for the Twenty-First Century, 2005.

<sup>(6)</sup> Pension Commission, *Implementing an integrated package of pension reform: The Final Report of the Pensions Commission*, 2006.



- ・後者のような低所得者には私的年金給付もほとんどなく、社会福祉に依存せざるを得ない。こうした状況によりさらに私的年金への加入意識が低下している。
- ・今後の長寿化の一層の進展や企業による企業年金からの撤退の動きなどを勘案すると、さらなる格差拡大が懸念される。

このような問題意識を前提に議論を重ねた結果、ターナー委員会は新たな個人勘定の導入を目指した次のような提案を行ってきた。

- ・公を含む年金制度を現行よりも一層簡素なものにする。こうした方向性の中で、改革の目玉として既存の公的年金上乘せの新個人勘定である国民年金貯蓄制度（National Pension Savings Scheme, NPSS）を創設する。これは既存の企業年金で手厚いカバーが得られない従業員を対象に強制加入させるものである（自営業者は任意加入）。
- ・NPSSの保険料率は最低8%程度とし、うち従業員4%、所得控除1%、雇用主3%負担とする（これにより、退職時に平均所得の15%程度の所得を確保する）。個人はNPSSのもとで個人勘定を保有し、個人の判断で多様な投資手段に資金を投資する。個人は原則として雇用主のもとで自動的に（強制的）にNPSSに加入することとなるが、自己の意思で他の民間年金への加入を選択（opt out）することができる。
- ・NPSSの運営は国家による単一機関が行うこととし、当機関管理が関係業者から投資ファンド、資産管理サービスを購入し、各個人へ提供する。

## (2) 政府白書の提案

ターナー委員会報告を受けた政府はこれらの提言を考慮した結果、政府としての新年金制度提案（政府白書）を2006年5月に公表した。

政府白書では次のような理由により制度改革の必要性を強調している。

第一に、長寿化により世代間扶養が困難になっていることである。具体的には65歳男性の平均余命が2050年には現在よりも4歳程度引き上がるとの指摘がなされている。

第二に、退職後の所得不足が深刻な状況となっている点である。これらの裏付けとして1970年代以降の雇用主による企業年金からの撤退傾向、給付建から拠出建への趨勢的傾向、年金制度の複雑性等が指摘されている。

第三に、年金制度内での不公平感が見られることである。これについては、公的年金受給資格獲得時の基礎年金満額受給資格者（45年勤務で約40年程度の保険料払込を要する等）の比率（2005年）が、男性は85%であるのに対して女性が30%である点が指摘されている。

こうした問題意識を前提にして政府白書は改革の方向性を、自己責任の促進、公平性の確保、制度の簡素化、マクロ経済の安定、公私（企業・個人）間の適正バランスの確保、制度の持続性確保などとし、次のような改革案を提示してきた。

- ・2012年をめどに企業年金がないかまたはその額が低い者（約1,000万人強）を対象とした強

制加入の個人退職勘定を新規導入する（自営業者は任意加入）。運営方式は、ターナー報告で提案された NPSS 方式や後述の保険業界提案類似の代替制度を併記するなど検討の幅を持たせている。保険料率はターナー委員会同様の 8%を提示している。

- ・個人退職勘定を円滑運営するために、公的年金を簡素化するとともに、支給要件の緩和を行う（国家第二年金を単一給付とし、基礎年金に上乗せする、2030 年めど）。
- ・2010 年以降、公的年金をさらに公正で幅広く活用しやすい制度にする（満額支給に要する保険料払込期間の短縮等）。
- ・支給開始年齢の段階的引上げ（2046 年までに段階的に現在の 65 歳から 68 歳に引上げ）等。

## 2.3 英国生保業界の対応

### (1) 民活重視の運営を提案する生保業界案

英国生保業界は私的年金制度運営の中核的な存在であり、一連の年金制度改革に際しても常に積極的な提言を行ってきている。今回のターナー委員会における検討過程においても新制度の効率的な運営の観点から業界としての代替案の提示を行っている。そこで、以下では ABI (英国保険業協会) が、ターナー委員会（政府白書を含む）提案の新制度の下でどのような対応を目指しているかを紹介する。

ABI はターナー委員会提案の NPSS 構想に対して、強制加入・企業のマッチング拠出という基本的枠組みに同意しつつ、制度の効率的運営という観点から独自の代替手法を提言している。具体的にはパートナーシップ年金と称する制度案を 2006 年 2 月に公表した<sup>(7)</sup>。

NPSS と ABI 案は「各個人が企業の運営する制度の下での個人勘定に強制加入する」という基本線で一致しつつも、図表－6 のとおり実際の運営面において ABI 案は民間のノウハウをより効果的に活用しようとする点で NPSS と異なっている。

図表－6 NPSS と ABI 案

	個人勘定の管理	投資資産の配分(運用)
NPSS	単一の国家制度（国家機関）の下で、各個人の勘定が一括管理される。個人による選択はできない。ただし、国家機関は管理サービス業務を民間へ外部委託できる	個人は多様な資産種類（株、債券）の中から資産配分が可能
ABI 案	企業、個人は多様な保険会社の中から選択できる	NPSS と同じ

<sup>(7)</sup> ABI, *Partner Pensions: A New Model for Retirement Saving*, February 2006.

ABI 案は要するに管理業者として既存の保険会社のノウハウを幅広く活用し、競争を通じて制度運営のコストを可能な限り引き下げるのが望ましいという発想である。ただし、顧客の信頼性、管理業者の適正性を確保するために、ABI は退職所得委員会という組織を設置し、業者の選定等を行うべきとしている。

この委員会は、制度運営上の規則を導入する機関ではなく、①年金政策、年金市場の発展に関するモニタリング、②低コストでの制度運営確保のためのコストレベル分析、③企業拠出の最適水準、掛金上限の設定、④投資ファンドの承認、基準設定等経済的な調査・検討を行う機能が期待されている。

デロイト社 (Deloitte) の調査により、ターナー委員会は NPSS の運営コストを 50%も過小評価しているとの結果が出されたことを受け、ABI は同社に対して NPSS に適用したのと同等の前提でのコスト分析を依頼した。これによると、ABI 案は、約 10 年間、NPSS よりも制度の立ち上げコスト、ランニングコストともに低いとの結果が出された。

この理由は、ABI 案では管理のために既存のインフラを活用できるからだとしている。さらに、NPSS 運営のための IT コストが予想よりも高い場合には、ABI 案のコスト優位期間は一層伸長するものと見られている。

もちろん ABI は、コスト予測は種々の要素（加入者、継続率、掛金水準等）に影響され正確な予測は不可能で、ケースによっては ABI 案の方が NPSS よりも高くなることも認識しているが、このような場合になっても以下の点で ABI 案が望ましいとしている。

- ・ 苦情処理等の経費節減
- ・ 既存の民間インフラの活用による早期スタート、低い経費での加入者導入
- ・ NPSS よりも広範囲での業者販売が可能
- ・ 業者間競争による生産性向上、コスト削減、サービス水準の改善
- ・ 幅広い選択肢の設定

## (2) 政府白書を受けての具体的提案

上記のような提案を行った後、政府白書が 5 月に公表されたのを受けて、生保業界は個人勘定の民間運営重視という従来の基本スタンスに立ちつつ、本年 9 月に次のようなより具体的な個人勘定運営提案を明らかにしてきた<sup>(8)</sup>。

ABI によれば、多くの国民が個人勘定の詳細について疑問を持っていることから、生保業界として政府、企業団体、消費者団体、金融サービス業界関係者と議論を重ねた上で、新個人勘定の運営に対して、年金業者間の競争を通じてその運営コストを可能な限り引き下げるとともに、既存の私的年金制度への悪影響を及ぼさないようにするとの観点から、今回の具体的な提言を行ったとしている。

---

<sup>(8)</sup> ABI, *Making a success of Personal Accounts: The ABI's response to the pensions White Paper*, September 2006.

これらの提案は概ね次のとおりである。

- ①新個人勘定は従来の制度からもれた低中所得層を対象とするものであるから、簡明かつ低コストの制度とすること、さらに、既存の制度に悪影響（既存制度の縮小等）を与えないものとする。

すなわち、これらの層は金融知識に乏しいこと、職業を頻繁に変更すること、小規模事業者の負担能力が低いこと等既存の年金制度の対象とは相違点が多いことから、コストの引下げ、複雑さの排除に努めなければならない。複雑性が伴うと関連業者（IFA 等）のアドバイスが必要となり、コストがその分嵩むこととなる。したがって、政府は個人勘定適用対象者が関心を持つよう制度の簡素化に努めるべきである。

また、個人勘定の加入が強制されること、また、企業のマッチング拠出が要求されることから、既存の良質な年金制度を有する企業が既存制度への拠出を削減する可能性がある。したがって、政府は既に良質な年金制度を有する企業に対して、個人勘定導入の適用除外をするための簡素な条件を設定すべきである。さらに、既存の年金制度の積立金を新個人勘定へ移転することを禁止するとともに、個人勘定への拠出上限を年 3,000 ポンドに設定するべきである。

- ②顧客に対して予測可能な収益を確保するとともに、公正な管理経費を設定すること。

顧客に対して収益水準の保証を行うことはできないが、政府は個人勘定の設計次第で顧客による老齢所得確保への厚い信認を得ることができる。例えば、ABI はファンドの収益を安定させるため、退職時期が近づくに伴いファンドの調整（ライフスタイリング）を行うことを提案する。これは退職時期が接近するに従い、株式のウェイトを徐々に低下させ、既に獲得した利益を確定することである。また、拠出金をどのようなファンドに投資すべきか決定できない者に対しては、受け皿の標準的ファンド（デフォルトファンド）を各金融機関が設定することとし、ファンド選択をしない者にとっての収益予測可能性を高める。デフォルトファンドの投資戦略・ポートフォリオについては規則で定めるべきである。

また、政府は年金業者がコスト削減に努めるような措置を講じるべきである。業者間の競争促進がコスト引下げの最善策であるとの調査結果があるが、これをさらに補強するため、ABI は経費枠を規制する機関（経済的規制機関で、後述のデリバリー・オーソリティ）の設置を行うべきであると考えている。この規制機関には、経費レベルを合理的なもので販売経費に左右されないものとするための経費上限設定権限を付与されるべきである。ただし、この上限枠は市場の環境変化に応じて適宜調整されるものとする。

- ③企業及び従業員に対して質の高いサービス提供を行うこと。

年金業者間の競争を通じてより質の高いサービス提供が期待できるから、企業、従業員双方に対して業者選定の余地を与えるべきである。企業に業者選定の余地が与えられれば、年金業者はソフトウェアサポートの充実、従業員への情報提供等サービス内容のいっそうの改善が期待でき

る。また、従業員にとっても顧客サービス、情報提供ツール、金融知識の充実等の効果が期待できる。

#### ④低廉なコストで顧客資産の安全確保を図ること。

個人勘定を普及させるには顧客資産の安全性確保に対する顧客の信認が必要である。FSA は既に金融機関の支払能力にかかる自己資本規制等を有しているので、個人勘定がいかなる方式で運営されるにしても、これらの諸規制が適用されるべきである。また既に稼動している金融サービス補償機構（Financial Services Compensation Scheme）のスキームも個人勘定に適用されるべきであり、これにより顧客は年金業者が支払不能に陥った場合、自己の資産保全に対して信認が得られるであろう。

また、ABI は個人勘定への参入を望む年金業者のいっそうの信頼性を確保するため、政府推奨のデリバリー・オーソリティ（Delivery Authority、制度の企画運営組織）の設立を支持するとともに、これに以下のような機能を求めるものとする。なお、デリバリー・オーソリティの本来目的は個人勘定の制度構築により、その利用者及び貯蓄総額の増大を図ることである。

- \* 業者が提供する商品が政府設定の商品基準に合致しているかどうかの確認
- \* 業者が複雑な商品の管理、顧客サービスを所要の規模で実施できる実績を有しているかどうかの確認
- \* 業者が事務運営機関であるクリアリング・ハウス（個人勘定の新規設定、顧客企業からの保険料の授受等を担う事務運営機関で、顧客企業等と年金業者を中継する役割をイメージしている）と接続するシステムを有しているかどうかの確認。なお、ABI はクリアリング・ハウスを政府ではなく、年金業者傘下（所有）の機関として想定している
- \* 業者が直接、個人勘定を提供、販売できるかどうかの確認
- \* 業者がFSAの支払能力規則を満たしているかどうかの確認

デリバリー・オーソリティは、役員、スタッフとも年金業界（年金業者、ファンド・マネージャー、企業、事務管理業者を含む）からの知識・経験を取り入れることとし、これを通じて既存市場及びインフラを活用でき種々の重複業務を避けることができる。

#### ⑤個人勘定利用者の金融知識向上を促進すること。

個人勘定利用者は従来の複雑な年金商品に対するなじみの薄い層で構成される。したがって、これらの者に対して年金貯蓄残高の年金所得への転換を促進するためには、退職前の早い段階から簡素で理解しやすい情報提供が求められる。年金貯蓄残高を年金所得へ転換する仕組み等については理解度が低いとABI調査で判明しているので、年金貯蓄残高の安全資産へのポートフォリオ調整期（退職数年前）から情報提供が必要とされるであろう。

個人ごとの特殊性を反映した財産設計やより複雑な退職所得商品を要求する者にとっては、規制対象となるアドバイスの余地があるが、この場合には手数料を直接徴収するかまたは貯蓄残高

から控除するかにより対応できるであろう。

ABIは政府及びFSAが推進している金融知識向上努力を支持している。2012年目標の個人勘定の導入によって金融知識の向上はさらに要求されるであろう。

## 2.4 政府提案に対する公衆の意識動向

以上のとおり、政府、業界から新たな個人勘定設定・運営に関する提案が出されてきたが、実際の導入に際しては、これらを受ける一般公衆の意識動向がその成否を握ることとなる。そこで、以下では政府及びABIがそれぞれ実施した年金・貯蓄に関する意識調査により政府等提案の個人勘定導入についての意識実態を見ることとする。

### (1) 政府公表の公衆の個人勘定への意識調査

政府（雇用年金省）は白書において提案されている個人勘定の導入についての公衆の意識を探るため調査機関（Ipsos MORI Research Institute）に動向調査を委託した結果を2006年7月に明らかにした<sup>(9)</sup>。この調査より以下のような事実が判明した。

まず、個人勘定への強制加入については、過半数の者がこれに好意的な姿勢を示した。すなわち、調査への参加者は自らの貯蓄ギャップを意識しており、これを埋めるための解決策として個人勘定を位置づけており、強制貯蓄により貯蓄促進効果が期待できると見ている。ただし、参加者の中には個人勘定が既存の公的年金の上乗せである点を理解しておらず、個人勘定の導入によって公的年金が代替されてしまうと理解している者が見られた。

次に、個人勘定の種々の特徴について見ると次のとおりである。

- ・ 保険料一従業員負担は不可欠であると意識されており、そのレベルは所得の5%から10%程度が望ましいとしている。また、企業のマッチング拠出が制度から脱退させないために重要であるとの認識が示されている。しかし、企業拠出によって負の影響（賃金カット、人員削減等）を懸念する層もあり、概ね2,3%程度の企業拠出が期待されている。
- ・ 流動性—個人勘定積立金からの中途引出または借入れは望ましくないとの意向が見られた。多くの者は個人勘定からの引き出し（住宅購入等）は結果的に適切な老齢所得を削減するものであるから、個人勘定資金を隔離すべきであるとの意見である。
- ・ ポータビリティ—現在はかつてより転職可能性が高いこと、既存の企業年金に加入できない者のにとっては、ポータビリティの確保は重要なセールスポイントであり、多くの者にとってその確保が支持されている。ポータビリティ確保は貯蓄者に対して個人勘定が自己の資金であることを自覚させるため、老齢所得確保のための責任感を増進する効果が期待できる。
- ・ 年金業者の選択—多くの調査参加者はどの年金業者を選定すべきかについての関心が見られない。これらの者は現在年金貯蓄をしていないこともあり、年金業者選定に要する十分な金融知識を備えていない。さらに、これらの者が最適な年金業者を選択するには多くの

<sup>(9)</sup> DWP, *Public attitude to personal accounts: Report of a qualitative study*, 2006.

手間（調査時間等）を要することから、業者選定の訴求力は弱い。

- ・ ファンドの選択—投資対象ファンドの品揃えをすることは制度を複雑化し、加入者を混乱させる。多くの者にとって自分用の最適なファンドを選択することには手間がかかり、個人勘定の魅力を減じることになる。調査参加者は一般的に投資態度がパッシブであり、適切な者にファンド選択をしてもらいたいと考えている。同時に多くの者が資金を一括して投入する唯一のファンドを期待している。
- ・ 元本保証—調査に参加した者の元本保証に対する要望は強いものがある。参加者は同時に投資額を上回る利回り、すなわち銀行の預金利回りを上回ることを要望しているが、中にはインフレ率または生計費指数を上回る率を要求するものも見られた。また参加者は、元本保証は制度からの脱退者を減少させる効果があると見ている。低所得グループや貯蓄のない者にとっては投資ファンドの元本欠損を負担するリスクをとりたがらず、個人勘定は元本保証がなされているものと想定している傾向が強く、こうした傾向がファンド選択に反映される可能性がある。

最後に、個人勘定の管理機関を誰が担当すべきかについて聞いたところ次のとおりであった。

個人勘定の管理機関として、政府、新規設立の事務運営機関（ABI が本年9月に提案したクリアリング・ハウスを含む）、民間会社の3者のうち調査したところ、調査参加者は、政府が運営機関として機能することが、非営利であること、議会に対して責任を負うことなどから望ましいとの見解が得られた。顧客と年金業者を繋ぐ事務運営機関（クリアリング・ハウス）設立については制度運営を複雑にする追加的組織（官僚組織）と理解されている。ただし、これらの機能を参加者に説明すると、個人勘定のポータビリティ確保のために必要であるとの理解が得られた。

## (2) ABI 公表の個人勘定導入に対する意識調査

ABI も個人勘定導入に関する公衆の意識調査を2006年7月に公表した。

結論的には、政府提示の個人勘定の基本的特徴について公衆の強い支持が得られている。さらに、実際に導入するとした場合の、運営方法としては、これまでの個人年金、ステークホルダー年金同様、「掛金が個人勘定に直接払い込まれ、これを保険会社が管理運営する」という方式が最も高い支持を得られた（45%）。これに対して、「政府が掛金を徴収し、政府が加入者自身のために投資する」は最も支持が低かった（22%）。

その他、意識調査で見られた主要な結果は以下のとおりである。

- ・ 企業拠出の重要性が認められ、65%のものが企業に個人勘定への拠出を義務付けるべきであるとの意見を示した。
- ・ NPSS モデル（政府単一組織運営モデル）と多様な民間業者運営モデルでは同レベルの支持が見られた。ただし、NPSS 支持者には公務員が多く、彼らは既に充実した職域年金を有しているため、個人勘定対象市場になりにくい。少なくとも民間では、多様な民間業者運営

モデルが NPSS よりも支持が強く、ブランド力ある会社によって個人勘定が管理されることを望んでいる。

- ・ 投資手段の選択については 72%のものが多様な投資手段の提供を望んでいる。両方式ともに広範囲な投資手段の提供を意図しているが、多様な民間事業者モデルの方が明らかに消費者への幅広い選択を付与するよう設計されている。
- ・ 運営経費水準についてはターナー委員会、政府ともに低コストを強調している。これに賛成する者と反対する者（顧客サービスを犠牲にしてまでもコストを下げるべきでない）とする者が拮抗し結論が出せない。

以上、政府、ABI 公表の意識調査を見る限り、公衆の個人勘定導入に対する見方は好意的であり、とりわけ、制度を堅実に普及させるためには、企業によるマッチング拠出が重要であるとの意向が示されている。制度の管理運営を含めた今後の具体的制度設計に際してこれらの公衆の意識動向がどのように反映されていくか注目される。

### 3. ドイツ年金制度改革と私的年金の役割強化

#### 3.1 年金制度の概要と最近の制度改革

##### (1) 年金制度の概要

伝統的な考え方によると、ドイツでは老齢所得の確保に関しては、第一に公的年金（第1の柱）で主要部分を確保し、不足部分を企業年金（第2の柱）、個人年金（第3の柱）で補足するというのが一般的である。実際にドイツでは老齢所得に占める公的年金の役割が非常に大きく、その比率は80%程度と高くなっており、公的年金中心の形態となっている<sup>(10)</sup>。

そこで、公的年金を中心とした年金制度のイメージを見ると次のとおりである<sup>(11)</sup>。

基本的には職種ごとに分立しており、最大のドイツ年金保険（03年現在、5085万人）、ドイツ鉱山・鉄道・海上年金保険（15万人）、農業者老齢扶助（36万人）の諸制度からなっている。ドイツ年金保険は従来の労働者年金保険（一般賃金労働者対象）と職員年金保険（事務職員対象）が2005年1月に統合されることによって成立した。被用者は原則強制加入であるが、自営業者・主婦も任意加入することができる。このほか自営業者には職業別制度がある一方、公務員（官吏）には官吏恩給制度（税金が財源）がある。

ドイツ年金保険についてみると保険料率は19.5%（05年）で労使折半となっている。年金給付は報酬比例方式（ポイント式）のみで、所得代替率は71.8%（ネット所得比で05年OECD調査、ちなみに英国47.6%、日本59.1%）となっている。年金財政は賦課方式で、給付財源は保険料（70%強）と国庫負担（30%弱）からなっている。

企業年金は、図表-7のとおり内部積み立ての引当金方式、外部積み立ての共済金庫方式、年

<sup>(10)</sup> 清家 篤ほか編『先進5カ国の年金改革と日本』丸善プラネット、2005年、42ページ。

<sup>(11)</sup> 健康保険組合連合会編『社会保障年鑑2006年版』東洋経済新報社、2006年、301-302ページ。



金金庫方式、年金ファンド方式、直接保険方式の5つの方式によって運営されている。一般的に大企業では引当金方式、中小企業では直接保険方式が普及している。

図表－7 ドイツの企業年金方式

引当金方式(Pensions usage)	企業が従業員に対して企業資産の中から一定の保険給付を直接付与する方式で引当金をバランスシート計上する。
共済金庫方式(Unterstützungskasse)	単独または複数企業が社団法人または有限会社形態の独立機関である共済金庫を設立し、これに企業が拠出金を積立てる方式。
年金金庫方式(Pensionskasse)	単独または複数企業が独立機関である相互形態の年金金庫（基金）を設立し、これに企業が拠出金を積立てる方式。
年金ファンド方式(Pensionsfonds)	単独または複数企業が独立機関である年金ファンドを設立し、これに企業が拠出金を積立てる方式。
直接保険方式(Directversicherung)	企業が契約者となり、従業員を被保険者として保険会社と生命保険契約を結ぶ方式。

(出典) 信本 将己「ドイツにおけるリースター年金制度の導入」『生命保険経営』第71巻第6号、2003年11月、77ページ。

個人年金には伝統的な生保会社の年金保険に加えて、後述の税制優遇措置付のリースター年金及びリユールupp年金がある。

## (2) 近年の年金制度改革

戦後ドイツの大規模な公的年金制度改革は、1957年、1972年、1992年に行なわれた後、2000年代の本格的な高齢化対応のための改革へと進んでいくこととなる。大まかに見ると、57年改革は財政方式の変更（積立方式から修正賦課方式への変更）、年金算定方式の変更（年金額を在職中の賃金・保険料にリンクさせる）等、72年改革は支給開始年齢の弾力化（65歳前の早期受給可能）、自営業者・主婦の任意加入の導入等、92年改革は受給開始年齢の引上げ（一律65歳支給）、税込賃金スライド制から税引後賃金スライド制への変更（現役世代とのバランス確保）等であった<sup>(12)</sup>。

さらに92年改革以降、経済の停滞に加え急速な高齢化に直面することとなったドイツでは2000年代に突入するに当たり改めて少子高齢化社会の下での持続可能な年金制度維持という観点からの改革論議が盛り上がることとなった。こうした中で、まず2001年改革が以下のとおり実施されることとなった。

<sup>(12)</sup> 古瀬 徹・塩野谷 祐一編『先進国の社会保障④：ドイツ』東京大学出版会、1999年、111-118ページ。

- ・ 保険料率上昇の抑制—年金給付水準の引下げにより、保険料率を 2020 年までに 20%以下、2030 年時点で 22%以下に抑制する。この改革を行わない場合には、2030 年時点で 26%と推定されている。
- ・ 新規裁定者に対する年金給付水準の引下げ—モデル年金受給者(平均所得者による 45 年加入の場合)の給付水準を平均的現役世代の可処分所得の 70%程度を 2010 年から段階的に引下げ、最終的に 67%程度とする。
- ・ 後述のリースター年金の創設—公的年金給付水準引下げの見返りとして、公的年金補完のための優遇措置付の自助努力年金制度を創設する。
- ・ 企業年金制度改革—受給権付与の明確化(30 歳到達後に退職した者で 5 年以上の加入期間を持つ者に付与)、全従業員に対する企業年金への加入権利の付与、企業年金の新方式である年金ファンド方式の導入、従業員拠出型企業年金保険料に対する所得控除枠の新設(社会保険料算定所得の 4%が上限)
- ・ 年金見込み額の通知—2004 年以降 27 歳以上を対象に年 1 回拠出状況と将来予想年金額を記載した通知の交付

このような改革を行ったにもかかわらず、保険料負担の上昇懸念が払拭できないなどなお財政面の安定感が期待できなかったため、政府は諮問委員会(リュールupp委員会, Rürup-Kommission)を設置(2002 年 12 月)して、年金制度の財政的安定性を確保するための措置を早急にとらせることとなった。

この結果行なわれたのが 2004 年改革であり、主な内容は以下のとおりである。

- ・ 年金給付算定式に対する持続可能性係数の導入による給付額の抑制—持続可能係数とは受給者数を被保険者数(加入者と失業者の合計)で除した比率で、この比率が増大(すなわち、受給者数の増大)するにつれて年金額が抑えられる仕組みとなっている。したがって、保険料負担も抑えられることになる。
- ・ 保険料の拠出時非課税・年金給付時課税方式(EET)への変更—従前の加入者負担分保険料につき拠出時に課税されていたものを拠出時に非課税とする。同時に、給付時非課税(利子部分を除く)であったものを給付時課税とする。2005 年より実施とするが次のとおりの経過措置がある。
  - \* 加入者負担保険料につき、2005 年に 60%非課税とした後、非課税枠を毎年 2%ずつ拡大し、2025 年に 100%非課税とする
  - \* 年金給付につき、2005 年からその 50%を課税対象とし、その後 2020 年まで毎年 2%ずつ、2040 年まで毎年 1%ずつ課税対象を拡大し、2040 年に 100%課税とする
- ・ 主に自営業者向けの税制優遇個人年金の導入—リースター年金の恩恵に与れなかった層を対象に所得控除適用の個人年金(リュールupp年金)を 2005 年より導入する

以上の年金改革により個人年金等自助努力を促進するための体制整備が著しく拡大するに至っ

た。

## 3.2 私的年金強化の老齢所得と生保業界の役割

### (1) リースター年金の導入

前述のとおり 2001 年改革における最大の変革のひとつにリースター年金の導入があげられる。リースター年金とは当時の社会労働大臣であったリースター氏 (W. Riester) の名前に由来するもので、端的に言えば、加入者が払込む保険料に対して政府による直接の補助金または所得控除を通じての間接的な補助金のいずれか有利な方を利用することができる拠出建ての私的年金制度である。公的年金の給付率引下げによるマイナス分を補完する趣旨で導入されたものである。加入対象者は一般労働者、社会保険料納付自営業者、主婦等で、公務員、社会保険料未納者等は除外されている。

リースター年金としての受け皿商品は生保会社の年金保険、ファンドリンク年金保険、銀行の預金、投資信託会社の投信である。リースター年金として認定されるためには、少なくとも以下の条件を満たした上で主務官庁（連邦金融監督庁）の承認を要することとなる<sup>(13)</sup>。

- ・年金給付は最初の公的年金支給開始日または 60 歳より前には支給されないこと
- ・支給開始時点において全支給金額が少なくとも払込み保険料総額以上となること（元本保証が必要）
- ・年金給付は終身年金（月払い）であること
- ・新契約締結費用につき、最低 5 年で毎年均等償却すること

なお、リースター年金は個人年金方式のみでなく企業年金方式（直接保険、年金金庫、年金ファンド）でも加入できる。

リースター年金の最大のメリットである政府の助成金支給と保険料の所得控除について見ると図表－8 のとおりである。

図表－8 政府補助金上限額（ユーロ）

	単身	夫婦	子ども 1 人当たり
2004 年以降	76	152	92
2006 年以降	114	228	138
2008 年以降	154	308	185

この補助金上限額を得るために必要な保険料額が年度ごとに社会保険算定用所得の一定比率で定められており、例えば、2004 年は所得の 2%、2006 年は 3%、2008 年は 4%と各々設定されて

<sup>(13)</sup> GDV, Was ist die Riester-Rente.

いる。さらに、所得控除の上限額が図表－9のように設定されている。これは公的年金保険料（社会保険料控除としての老齢保障準備費用）とは別枠控除である。

図表－9 年間保険料所得控除限度額（ユーロ）

年度	所得控除限度額
2004年以降	1,050
2006年以降	1,575
2008年以降	2,100

次に政府補助金と所得控除の関係を含めた広義の補助金効果について、夫婦・子ども2人及び単身の各ケースで見ると図表－10及び11のとおりとなる（2008年適用基準を採用）。

図表－10 夫婦・子ども2人の場合の補助金・税還付効果、2008年基準（ユーロ）

所得	夫婦補助① ( = @ 154 × 2 )	子ども補助 ② ( = @ 185 × 2 )	自己負担保 険料③	保険料合計 ④ ( = ① + ② + ③ )	税金還付⑤	補助・税金 還付効果⑥ { = ( ① + ② + ⑤ ) ÷ ④ }
5,000	308	370	60	738	—	92%
15,000	308	370	60	738	—	92%
25,000	308	370	322	1,000	—	68%
40,000	308	370	922	1,600	—	42%
50,000	308	370	1,322	2,000	—	34%
75,000	308	370	1,422	2,100	14	33%

(出典) ZUKUNFT klipp+klar, *Die neue Rente*, 2005.

図表－11 単身の場合の補助金・税還付効果、2008年基準（ユーロ）

所得	単身補助①	子ども補助 ②	自己負担保 険料③	保険料合計 ④（＝①＋ ②＋③）	税金還付⑤	補助・税金 還付効果⑥ {＝（①＋ ②＋⑤）÷ ④}
5,000	154	—	60	204	—	75%
15,000	154	—	446	600	—	26%
25,000	154	—	846	1,000	141	30%
40,000	154	—	1,446	1,600	432	37%
50,000	154	—	1,846	2,000	672	41%
75,000	154	—	1,946	2,100	777	44%

（出典）Ebenda.

上表の夫婦・子ども2人世帯について見ると、2008年基準が採用されているので、所得の4%が保険料合計（2.5万から5万の所得層）となっている。なお、1.5万層については自己負担保険料が規定上60ユーロとされているため、合計額が738ユーロとなっている。また、7.5万層については所得控除限度額が2,100ユーロであるため、合計保険料をこれに合わせている。補助・税金効果は補助金と税還付の合計額を保険料合計額で除したものであるから、この比率が高いほど制度の恩恵を大きく受けていることになる。

この場合、低所得で子どもが多いほど補助金による恩恵が大きく、これらの層に対する老齢所得増進効果が期待できる。また、所得が高い場合には所得控除枠利用による税還付がなされるため、高所得層に対しても貯蓄促進効果が期待される。

同様に単身者について見ると、低所得に対して大きな助成効果が見られる一方、所得が比較的高い層に対しても、税還付効果が現れることから合計としての助成効果は高くなっている。

このように、補助金支給と所得控除を組み合わせることにより、税制枠だけでは貯蓄促進が期待できない低所得層で子どもが多い世帯に対しても訴求力が高まり、高所得層も含めた全体としてバランスの取れた貯蓄促進効果が確保されることになる。

## (2) リュールップ年金の導入

前述のとおり2004年改革では、年金保険料の課税方式が拠出時非課税、将来給付時課税に段階的に変更された。こうした中で、従前のリースター年金の恩恵に浴さなかった層を主たる対象（すなわち自営業者等）とした税制優遇年金であるリュールップ年金が2005年から導入された。所得控除は社会保険料（老後保障準備費用）の枠内に組み込まれており、公的年金とリュールップ年

金を合わせ、年間で独身者 2 万ユーロ、夫婦 4 万ユーロまでとなっている。

ルールップ年金は以下のとおりの条件が課せられており、受け皿は伝統的生保会社の年金保険である。

- ・ 毎月支給の終身年金とする。
- ・ 60 歳以降支給開始とする。
- ・ 年金請求権は、相続、譲渡、担保設定、一時金換金それぞれ不可とする
- ・ 保険料の可変払い可能（月払い、年払い、払込み停止期間等）
- ・ 終身年金保険として生保会社と締結する。

上記のとおり私的年金であるが、税務取り扱いについて見ると公的年金の性格も見られる。

なお、特約により就業不能年金、稼得不能年金、遺族年金を付与することができるが、所得控除を受けるためには、特約保険料のウェイトが払込み保険料の 50%未満でなければならない<sup>(14)</sup>。

次にルールップ年金の所得控除イメージについて見ると図表-12 のとおりとなる。単身者の場合の控除限度額は 20,000 ユーロ（2025 年時点）であるが、2006 年は経過期間の 2 年目でありその 62%が控除限度額となる。

図表-12 単身被用者で年間所得が 3 万ユーロの場合（2006 年基準）

老齢所得用の所得控除限度額（2025 年時点）	20,000	①
法定年金への拠出額	▲ 5,850	②
ルールップ年金用所得控除限度額	14,150	(=①-②)
2006 年のルールップ年金所得控除限度額	8,773	(=14,150×62%) ③
法定年金の所得控除限度額	3,627	(=5,850×62%) ④
法定年金保険料被用者負担分（労使折半）	▲ 2,925	(=5,850×50%) ⑤
差引（控除枠の残額）	702	⑥ (=④-⑤)
2006 年ルールップ年金への所得控除可能額合計	9,475	(=③+⑥)

(出典) GDV, *Was ist eine Basisrentenversicherung*.

### (3) リースター年金、ルールップ年金販売状況

私的年金分野でドイツ生保会社は中心的役割を果たしており、一連の新型年金についても伝統的年金保険同様に積極的な取り組みを示している。

ドイツ保険協会によるとリースター年金の新契約動向は図表-13 のとおりである。初年度は 257 万件と好調なスタートを切った後、2003 年、2004 年と低迷が続いたものの、2005 年から回復

<sup>(14)</sup> GDV, *Was ist eine Basisrentenversicherung*.

に転じ、その勢いは2006年になっても継続し、2006年上期は88.2万件で前年同期比3.6倍（64万件増）と顕著な成長を見せている。とりわけ、2006年上期の生保新契約件数全体が381万件と、対前年同期335万件から46万件増の14%増加となっていることから、リースター年金の貢献度がうかがえる。

2005年以降の回復について最大手のアリアンツ社は、2005年から補助金申請手続きが簡素化されたこと（従来は毎年申請手続きをしていたところ、1回のみで可となった）、退職時に積立金の30%まで一時金引出可能となったことを指摘している。

図表-13 リースター年金新契約件数（千件）

2002年	2003年	2004年	2005年	2005年上期	2006年上期
2,570	521	296	1,119	247	882

（出典）GDV, *Geschäftsentwicklung der Lebensversicherung im ersten Halbjahr 2006*.

なお、各年度別保有件数について取り扱い機関別の状況を見ると図表-14のとおりである。もともとこの分野での生保の存在感が高いこと、終身年金支給が義務付けられていることなどから生保会社の取扱ウェイトが非常に高くなっている。

図表-14 取扱機関別保有件数（年末、千件）

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年第3四半期末
生保	3,047	3,486	3,661	4,797	5,725
銀行	150	197	213	260	303
投信	174	241	316	574	937
合計	3,371	3,924	4,190	5,631	6,965

（出典）BMAS, *Pressemitteilung*, November 8, 2006.

次に、リールップ年金について見ると、2005年は15.3万件で、2006年上期は6.2万件となっている。こうした傾向に対してアリアンツ社は税金取扱が複雑であること、顧客がこの商品の利点を理解するまでに時間がかかることを指摘している。

#### 4. おわりに

以上見てきたとおり、英国では今後の老齢所得確保の目玉として個人勘定の導入を骨子とする抜本的な制度改革案を提示してきたわけであるが、政府、ABIによる公衆の意識調査においても見られるように、今回の政府等の個人勘定提案に対して公衆の手堅い支持が見られる。

さらに、政府は2006年10月末に白書に対する各界のコメント（白書に対するコンサルテーション期間である9月上旬までに寄せられた各界の反応）を整理したレポートを公表した<sup>(15)</sup>。同レポートにおいても個人勘定の導入につき、強制加入、ポータビリティの確保等基本的な特徴に対して大方の支持が得られているとの内容が示されている。政府は今後、本年12月をめどに個人勘定の具体的運営に関する白書を公表していく予定である。

英国では老齢所得確保のための抜本的な税制改革を行い、勤労者レベルではほぼ青天井の形で保険料に対する拠出時非課税・積立期間非課税・年金給付時課税（EET）の環境が整備された結果、少なくとも税制面では十分な支援がなされている状況である。それにもかかわらず、税制面だけではなお十分な老齢所得の確保が困難であることから、これに対する政府のいっそうの関与が期待されることになる。その具体的な表れがこの度の強制加入を伴った個人勘定の導入であるということが指摘できる。したがって、今後税制と政府の関与といった両面による老齢所得の促進策がどのように機能していくか、個人勘定の具体的な設計に際して注目されることになる。

今回の個人勘定導入を含めた政府提案は21世紀中葉を視野に据えた抜本的な改正提案で、進行する長寿化社会の中での、働き方のあり方、不公平の是正等多くの問題が提起されている。個人勘定の導入についても、これら多くの課題の総合的検討の中で位置づけられるべき問題であり、提案内容が今後具体化される過程で、政府、関連業界を含めた関係者間の活発な議論が期待される。

一方、ドイツについて見ると、EU統合を含めた経済のグローバル化による競争の激化、経済の低迷（失業率増大等）、貯蓄率低下などに加え、本格的な少子高齢化に直面することにより、従来の延長線での年金改革では持続可能な制度運営が困難であると認識することとなり、一連の改革に至った。

この結果、従前の手厚い公的年金（賦課方式による運営）に対する依存度を軽減し、その代替手段として私的年金の強化を推進することとなった。その具体的な現われがリースター年金等の各種奨励策を伴う民間運営の制度導入であった。

従来より老齢所得確保のための個人貯蓄を奨励するには所得控除などの税制優遇策が一般的な施策であると見られていたが、この方式では低所得層等優遇枠を使いきれない層には訴求力が弱い一面を有していた。ところが、リースター年金では所得の水準にかかわらず政府の補助金を支給することにより貯蓄意欲を引き上げることに成功した。

同時に税制面においても段階的であるが保険料の拠出時非課税・積立期間非課税・将来給付時課税（EET）に変更することにより、老齢所得確保のための長期貯蓄を推進しやすい環境が整備された。この1,2年を見ると、政府助成金、優遇税制の両面展開により幅広い所得層での貯蓄意欲の喚起が見られてきたところである。この意味で、税制と政府の関与（補助金支給）という両面展開で老齢所得の確保に努めている積極的姿勢を見ることができる。

---

<sup>(15)</sup> DWP, *Security in Retirement: Toward a New Pension System, Summary of Response to the Consultation*, October 2006.



英独両国ともに、生保業界をはじめとする取扱機関は高齢化社会に突入するに伴い、従来にもまして年金貯蓄の拡充に積極的に貢献しているところであるが、近年及び今後の新たな環境変化をも踏まえると公的年金補完のための私的年金の役割がますます高まるものと予想されるため、今後英独の生保を中心とした関連業界がこの期待にどのように応えていくか注目していきたい。

## 参考文献

- [1] 古瀬 徹・塩野谷 祐一編『先進国の社会保障④：ドイツ』東京大学出版会，1999年。
- [2] 長谷川 仁「ドイツの公的年金改革」『ニッセイ基礎研 REPORT』，2001年12月。
- [3] 信本 将己「ドイツにおけるリスター年金制度の導入」『生命保険経営』第71巻第6号，2003年11月。
- [4] 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』企業年金連合会，2005年。
- [5] 清家 篤ほか編『先進5カ国の年金改革と日本』丸善プラネット，2005年。
- [6] 高橋 正国「イギリスの私的年金税制」『ニッセイ基礎研 REPORT』，2005年2月。
- [7] 健康保険組合連合会編『社会保障年鑑2006年版』東洋経済新報社，2006年。
- [8] 厚生労働省『世界の厚生労働2006』厚生労働省。
- [9] Pensions Commission, *A New Pension Settlement for the Twenty-First Century*, 2005.
- [10] ABI, *Contracting-Out of the State Second Pension*, 2005.
- [11] ABI, *Partnership Pensions: A New Model for Retirement Saving*, February 2006.
- [12] ABI, *Making a Success of Personal Accounts: The ABI's Response to the Pensions White Paper*, September 2006.
- [13] DWP, *Public Attitude to Personal Accounts: Report of a Qualitative Study*, 2006.
- [14] ABI, *Meeting the Pensions Challenge*, 2006.
- [15] ABI, *Personal Accounts: What Consumer Want*, 2006.
- [16] Pensions Commission, *Implementing an Integrated Package of Pension Reform: The Final Report of the Pensions Commission*, 2006.
- [17] DWP, *Security in Retirement: Towards a New Pensions System*, 2006.
- [18] NTC Publications, *Pension Pocket Book 2006*.
- [19] DWP, *Security in Retirement: Towards a New Pensions System, Summary of Responses to the Consultation*, October 2006.
- [20] ZUKUNFT klipp+klar, *Die neue Rente*, 2005.
- [21] GDV, *Geschäftsentwicklung 2005: Die deutsche Lebensversicherung in Zahlen*.
- [22] GDV, *Geschäftsentwicklung der Lebensversicherung im ersten Halbjahr 2006*.
- [23] BMAS, *Pressemitteilung: Aufschwung bei Riester-Rente setzt sich auch 2006 fort*, Mail15, 2006.
- [24] BMAS, *Riester-Rente weiter auf Vormarsch - auch im dritten Quartal über eine halbe Million Neuverträge*, November 8, 2006.
- [25] GDV, *Was ist die Riester-Rente?*.
- [26] GDV, *Was ist eine Basisrentenversicherung?*.